

訓令番号	訓令名	所管名	公布年月日
訓令第12号	さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課	令和2年11月26日

さいたま市訓令第12号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第3（第3条関係） 個別専決事項					別表第3（第3条関係） 個別専決事項				
[略]					[略]				
保健福祉局					保健福祉局				
[略]					[略]				
福祉部					福祉部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長	課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]					[略]				
障害支援課	1～10 [略] 11 <u>児童福祉法に基づく 障害児通所給付費等に 係る不正利得の徴収職員を 任命すること。</u>			○	障害支援課	1～10 [略]			
[略]					[略]				
[略]					[略]				
備考 [略]					備考 [略]				

附 則

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。